

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項及び第四項の規定による届出に関する省令廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）附則第二条第三項及び第四項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項及び第四項の規定による届出に関する省令を次のように定めること。

**第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）以下「改正政令」という。附則第二条第三項の規定による届出（同条第一項に規定する特定ごみ処理施設に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。**

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該施設において処理する一般廃棄物の種類

三 設置の場所

四 処理能力

五 処理方式、構造及び設備の概要

六 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法

七 ばいじん及び焼却灰の処分方法

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

二 当該施設の維持管理に関する計画書

三 施工工程図

四 当該施設の付近の見取り図

**第二条 改正政令附則第二条第三項の規定による届出（同条第二項に規定する特定産業廃棄物焼却施設に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。**

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該施設において処理する産業廃棄物の種類

三 設置の場所

四 処理能力

五 処理方式、構造及び設備の概要

六 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法

七 燃却灰等の処分方法

2 前項の規定は、前項の届出書について準用する。

**第三条 改正政令附則第二条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。**

一 名称及び代表者の氏名

二 当該施設において処理する一般廃棄物の種類

三 設置の場所

四 処理能力

五 処理方式、構造及び設備の概要

六 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法

七 ばいじん及び焼却灰の処分方法

2 第一条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。

2 第一条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。

この省令は、平成九年十二月一日から施行する。

## 附 則

特定期ごみ処理施設使用届出書	
年月日	
都道府県知事 (市長又は区長)	届出者 氏名
届出者 住 所	
〔市町村にあっては氏名及び代表者の氏名〕 〔市町村にあっては氏名及び代表者の氏名〕	
電話番号	
処理する一般廃棄物の種類	
設置場所	
※届出年月日	年月日
処理能力 : /時間	
処理方式、構造及び設備の概要	
※事務局欄	

(表面)

排ガスの処理方法		
排水の処理方法		
ばいじんの処分方法	自家処分	委託処分
自家処分方法		
焼却灰の処分方法	自家処分	委託処分
自家処分方法		
運行費預 及び監査 料	1. 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 2. 当該施設の維持管理に関する計画書 3. 施工工程図 4. 当該施設の付近の見取り図	
備考	1. 他の欄に記入しないこと。 2. 維持する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、可燃ごみ等の種類を記入すること。 3. 排ガス、排水の処理方法については、その概要を記入とともに、別紙に処理系統図を示すこと。	

様式第二号（第二条関係）  
(表裏)

特定産業用廃棄物燃焼炉設置使用届出書		年月日
都道府県知事 (市長又は区長) 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の燃焼及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定により、該法律及び同令を添て、特定産業用廃棄物燃焼炉設置の使用について届け出ます。		
燃 燒 す る 産 業 廃 棄 物 の 種		
設 置 場 所		
※届出年月日		年月日
燃 燒 烟 力		t / 日 t / 日 ( ) 時間 t / 時間
燃 燒 方 式、構 造 及 び 設 備 の 構 造		
排ガスの燃焼方法		
※事務処理欄		

(日本工業規格 A4 用)

(裏面)

排水の燃焼方法		
神的燃 焼 度実測 燃 燒 方 法  の 燃 燒 分 別 方 法	区分	自家区分 委託区分
	燃 分 方 法	
神的燃 焼 度実測 燃 燒 方 法  的 燃 燒 分 別 方 法	区分	自家区分 委託区分
	燃 分 方 法	
1. 当該燃焼の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造 図及び設計仕様書 2. 当該燃焼の神的燃焼に関する計測書 3. 施工工程 4. 当該燃焼の付近の実測図		
謝 1. ※の欄は記入しないこと。 2. 排ガス、排水の燃焼方法については、その概要を記入するとともに、別紙 に燃焼系統図を示すこと。		